

インフルエンザ等感染症の「登校許可書」について(お知らせ)

日頃から本校の教育活動にご理解とご支援をいただきありがとうございます。

さて、インフルエンザ等の感染症に感染した生徒が治療を終わって登校する際に、これまでは「登校許可書」などで主治医の診断を確認し、登校の判断資料としてきましたが、平成27年4月から、神戸市医師会の協力で統一した「登校許可書」の様式を使用することによって文書料が無料になるとの通知が神戸市教育委員会よりありました。

保護者のみなさまには、お手数をおかけしますが、下記の説明をお読みいただき、「登校許可書」の提出にご協力くださるようお願いいたします。

記

1. 統一した「登校許可書」で扱う感染症

インフルエンザ、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱

※学校保健安全法施行規則第19条「第2種感染症」のうちの7つの感染症

※麻しん=はしか 流行性耳下腺炎=おたふくかぜ 水痘=みずぼうそう 咽頭結膜炎=プール熱

2. 感染から登校まで

- ①(感染) 初診：医師の診察を受ける。
- ②(治療) 自宅で治療。※出席停止(欠席日数には数えません)
- ③(通院) 再診：登校可能かどうかの診察を受ける。「登校許可書」を書いてもらう。
- ④(登校) 「登校許可書」をもらって登校。

3. 「登校許可書」

- ①登校可能かどうかの診察を受けた時に書いてもらう。
- ②「登校許可書」の用紙(裏面参照)は中学校のホームページから印刷できます。
※神戸市教育委員会健康教育課のホームページからも印刷できます。

4. 留意事項

- ①統一した「登校許可書」の文書料は、神戸市医師会に加盟している医療機関では原則無料です。
- ②神戸市医師会に加盟していない医療機関では、有料だったり書いてもらえなかったりする場合があります。
- ③「登校許可書」が有料だったり書いてもらえなかったりした場合は、保護者が医師の指示内容を書面等で伝えることも可能です。

※ご質問等があれば、遠慮なく中学校までお問い合わせください。

西代中学校 ☎691-1521